

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18
40 1 2 3 4 5

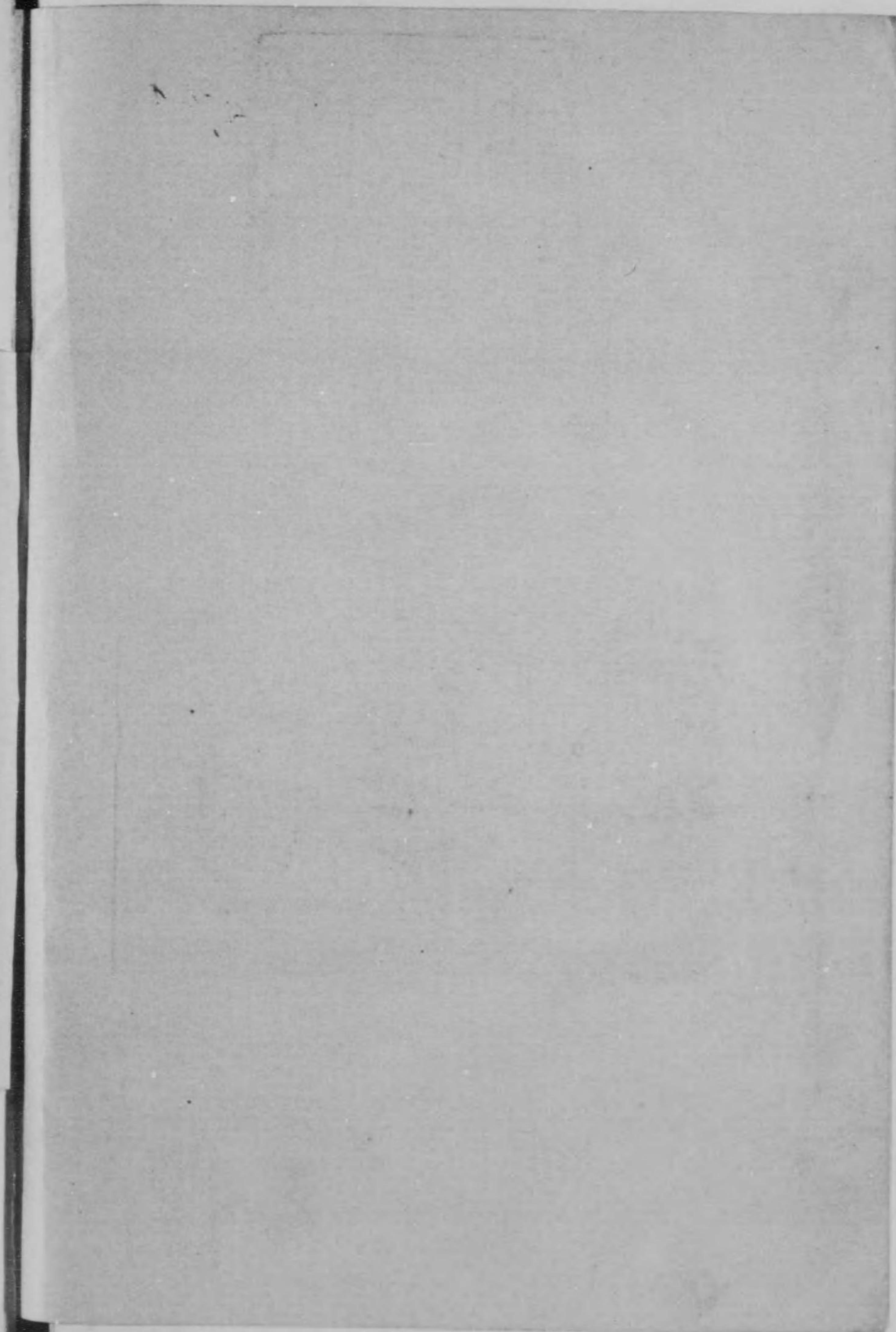
始



新潟醫科大學一覽

自大正十一年至十二年





露光量違いの為重複撮影



新潟医科大学全景

露光量違いの為重複撮影



新潟医科大学全貌

文

寄贈本

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

文

第一章 學期及休業	三四頁
第二章 授業學科目	三五頁
第三章 入學、休學、退學、轉學及除籍	三九頁
第四章 試問及卒業	四二頁
第五章 試驗手數料、入學料及授業料	四五頁
第六章 服裝	四七頁
第七章 戒	四七頁
第八章 外國學生	四七頁
第九章 專攻生	四八頁
○新潟醫科大學副手規程	五〇頁
○新潟醫科大學研究科規程	五一頁
○新潟醫科大學附屬醫院規程	五四頁
看護婦養成科規則	五五頁

產婆養成科規則

○新潟醫科大學圖書館規程	六一頁
○新潟醫科大學獎學資金	六七頁
○醫科大學生	七一頁
○新潟醫科大學附屬醫學專門部	七三頁
職員	七〇頁
生徒	七六頁
卒業生	一〇一頁
學生生徒道府縣人員表	一〇四頁

○沿革略

新潟医科大学ハ大正十一年三月三十一日勅令第百四十三號ニ依リ同年四月一日開設セラレタル官立医科大学ニシテ元新潟醫學專門學校ノ組織ヲ變更シテ成レルモノナリ

今其沿革ヲ略叙スレバ明治四十三年三月勅令第六十七號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制改正セラレ同年四月一日新潟醫學專門學校ノ設置トナリ次テ七月一日附屬醫院ヲ開始シ一般患者ヲ診療ス而シテ附屬醫院ハ市立新潟病院ノ後身ニシテ後者ハ明治三年地方ノ有志者ニヨリテ始メテ設立セラレタル共立病院ニ濫觴ス

明治六年共立病院廢止セラレ六月假病院ヲ開設シ次テ第一區協立病院ト稱シ醫學生徒ヲ養成ス

同九年縣立病院ト改稱セラル

同十年三月第一回卒業生二十一名ヲ出タシ 六月竹山屯縣立病院長

○沿革略

ヲ命セラル

同十一年九月聖駕東北御巡幸ニ際シ臨幸ノ榮ヲ辱フシ眼病豫防費トシテ金一千圓及優等生徒拾名ニ賞金ヲ下賜セラル

同十二年六月新潟醫學校ト改稱セラレ縣立病院ヲ其附屬病院トナス同十三年八月山崎元修新潟醫學校長ヲ竹山屯附屬病院長ヲ命セラル同十六年二月文部省令醫學校通則ニ基キ甲種醫學校ノ組織ニ改メ病院長以下ノ名稱ヲ廢シ新潟醫學校教師ヲ以テ醫員ヲ兼任セシム四月學校長山崎元修辭任竹山屯學校長心得ヲ命セラレ次テ諸規則ヲ改正シ甲種醫學校トナシ藥學校ヲ併置ス

同十八年四月新潟醫學校附屬產婆教場ヲ附屬產婆學校ト改稱ス

同二十一年勅令ヲ以テ縣立醫學校廢止セラレ新潟區ハ其附屬病院ヲ繼承シ新潟區病院ト改稱ス 四月醫學士長谷川寛治病院長ヲ醫學士池原康造副院長ヲ命セラル

同二十二年市制施行ト共ニ市立新潟病院ト改稱セラル

同二十三年一月院長醫學士長谷川寛治辭職副院長醫學士池原康造院長ヲ命セラル

同四十三年四月新潟醫學專門學校ノ設置ニ際シ醫學士池原康造同校教授ニ任セラレ學校長事務取扱ヲ命セラル而シテ市立新潟病院ハ其土地建物ヲ學校ニ貸與シ器具器械類ヲ譲リ渡シ六月三十日廢院セラレ同時ニ新潟醫學專門學校教授醫學博士富田忠太郎附屬醫院長ヲ命セラレ七月一日附屬醫院ヲ開始ス

同四十四年四月新潟醫學專門學校長事務取扱醫學士池原康造學校長兼教授ニ任セラル 同月教授醫學博士富田忠太郎依願免官 五月醫學博士池田廉一郎教授ニ任セラレ附屬醫院長ヲ命セラル

大正三年九月教授醫學博士池田廉一郎附屬醫院長ヲ辭シ教授醫學博士澤田敬義附屬醫院長ヲ命セラル 十一月第一回卒業生五拾壹名ヲ

送ル

同五年十二月學校長醫學士池原康造死去 教授醫學博士池田廉一郎
學校長事務取扱ヲ命セラル

同六年一月學校長事務取扱醫學博士池田廉一郎學校長兼教授ニ任セ
ラル

同十年四月以降新潟醫學專門學校入學生徒ノ募集ヲ停止ス

同十一年三月官立醫科大學官制ノ公布ト共ニ勅令第百四十二號ヲ以
テ文部省直轄學校官制改正セラレ 同月三十一日限リ新潟醫學專門學
校ノ名稱廢止セラル 四月一日新ニ新潟醫科大學開設セラレ 附屬醫
院及附屬醫學專門部ヲ之ニ併置シ職員ノ定員ヲ定メ即日醫學博士池
田廉一郎新潟醫科大學長兼教授ニ任セラレ 附屬醫學專門部主事ニ補
セラル 而シテ元新潟醫學專門學校教授ハ新潟醫科大學教授及附屬醫
學專門部教授ニ任セラレ 教授醫學博士澤田敬義附屬醫院長ヲ命セラ

ル 同月新潟醫科大學學則ヲ制定シ高等學校高等科理科卒業生ニ入
學ヲ許可シ次テ第二次募集ヲ行ヒ高等學校高等科理科卒業生同文科
卒業生ハ無試驗ニテ醫學專門學校卒業生及同三、四年級在學生徒ハ入
學試驗ニヨリ補缺入學ヲ許可セラル

○大學ニ關スル法令

六

大學令

(大正七年十二月五日 勅令第三百八十八號)

第一條 大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ竝ニ其ノ
蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養
ニ留意スヘキモノトス

第二條 大學ニハ數個ノ學部ヲ置クヲ常例トス 但シ特別ノ必要ア
ル場合ニ於テハ單ニ一個ノ學部ヲ置クモノヲ以テ一大學トナスコ
トヲ得

學部ハ法學、醫學、工學、文學、理學、農學、經濟學及商學ノ各部トス
特別ノ必要アル場合ニ於テ實質及規模一學部ヲ構成スルニ適スル
トキハ前項ノ學部ヲ分合シテ學部ヲ設クルコトヲ得

第三條 學部ニハ研究科ヲ置クヘシ

數個ノ學部ヲ置キタル大學ニ於テハ研究科間ノ聯絡協調ヲ期スル

爲之ヲ綜合シテ大學院ヲ設クルコトヲ得

第四條 大學ハ帝國大學其ノ他官立ノモノノ外本令ノ規定ニ依リ公
立又ハ私立ト爲スコトヲ得

第五條 公立大學ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府縣ニ限リ
之ヲ設立スルコトヲ得

第六條 私立大學ハ財團法人タルコトヲ要ス 但シ特別ノ必要ニ因
リ學校經營ノミヲ目的トル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立
スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 前條ノ財團法人ハ大學ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金
及少ナクトモ大學ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財產ヲ
有スルコトヲ要ス

基本財產中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大
臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ

○大學ニ關スル法令 大學令

七

第八條 公立及私立ノ大學ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
學部ノ設置廢止亦同シ

前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ

第九條 學部ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該大學豫科ヲ修了シタル
者高等學校高等科ヲ卒リタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之
ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス 入學ノ順位ニ關ス
ル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 學部ニ三年以上在學シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者
ハ學士ト稱スルコトヲ得

前項ノ在學年限ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十一條 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ
四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上當該學部ニ在學シ其ノ他
相當ノ學力ヲ具ヘタル者ニシテ當該學部ニ於テ適當ト認メタルモノ

ノトス

第十二條 大學ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得
大學豫科ニ於テハ高等學校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ爲
スヘシ

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修學年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學
年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ
學力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業
シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリ
ト認メラレタルモノトス

第十四條 大學豫科ノ設備編制教員及教科書ニ付テハ高等學校高等
科ニ關スル規程ヲ準用ス

○大學ニ關スル法令 大學令

第十五條 大學豫科ノ生徒定數ハ毎年ノ豫科修了者ノ員數カ其ノ年
當該大學ニ收容シ得ル員數ヲ超過セサル程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ
第十六條 大學及大學豫科ノ學則ハ法令ノ範圍内ニ於テ當該大學之
ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 公立及私立ノ大學ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クヘシ
第十八條 私立大學ノ教員ノ採用ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ公立
大學ノ教員ニシテ官吏ノ待遇ヲ受ケサル者ニ付亦同シ

第十九條 公立及私立ノ大學ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス
第二十條 文部大臣ハ公立及私立ノ大學ニ對シ報告ヲ徵シ檢閱ヲ行
ヒ其他監督上必要ナル命令ヲナスコトヲ得

第二十一條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ
除クノ外大學ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字
ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大學ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ大學タルコトヲ示スヘ
キ文字ヲ用ウル學校ニハ當分ノ内第二十一條ノ規定ヲ適用セス

大學規程

大正八年三月二十九日 文部省令第十一號 (大正八年十二月 文部省令第三十九號改正)

- 第一條 公立又ハ私立ノ大學ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ
左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
- 一大學ノ名稱
- 二 學部ノ種類及名稱
- 三 大學院及大學豫科ノ設否
- 四 學則
- 五 位置及校地

六 校舎ノ圖書及建設ノ設計

一一

七 各學部及大學豫科在學者定數

八 各學部專任教員數

九 學部學科又ハ大學豫科開設ノ期日

十 經費及維持ノ方法

前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積並ニ附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ

第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二條 公立又ハ私立ノ大學ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及在學者ノ處分ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ學部ノ廢止ニ付亦同シ

第三條 大學ハ其ノ目的及規模ニ應シ教授上及研究上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第四條 學部ノ入學ニ關シ高等學校高等科ヲ卒リタル者ト同等以上ノ學力アリト認ムヘキ者ハ當該大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第五條 高等學校高等科ニ入學スル資格ヲ有スル者ハ大學豫科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

- 一 專門學校入學者検定規程ニ依ル試驗検定ニ合格シタル者
- 二 又部大臣ニ於テ一般專門學校ノ入學ニ關シ中學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者
- 三 文部大臣ニ於テ特種ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項第三號ニ該當スル者ノ進入シ得ヘキ大學ノ學部又ハ學科ニ關シテハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

○大學ニ關スル法令

大學規程

一三

第七條 大學ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學部ニ入學スル資格ヲ有スル者ニ就キ入學ノ順位ヲ定ムルコトヲ得

第八條 同順位ニ在ル學部入學志願者ノ數收容シ得ヘキ人員ニ超過スル場合ニ於テ行フヘキ選拔ノ方法ニ關シテハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第九條 大學令第十八條ノ規定ニ依リ教員ノ採用ニ付文部大臣ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ申請書ニ擔任學科目ヲ記載シ本人ノ履歷書及戶籍抄本ヲ添付スヘシ

第十條 大學ハ教育上必要ト定メタルトキハ在學者ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第十一條 學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

一 學部及大學豫科ノ學科課程ニ關スル事項

二 研究科及大學院ニ關スル事項

三 學部ノ在學年限並大學豫科ノ修業年限ニ關スル事項

四 學士ノ稱號ニ關スル事項

五 試驗並課程修了ノ認定ニ關スル事項

六 學年、學期及休暇日ニ關スル事項

七 入學、退學及懲戒ニ關スル事項

八 授業料、入學料等ニ關スル事項

第十二條 大學ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備

フヘシ

一 學則及教授時間配當表

二 職員ノ名簿及履歷書

三 在學者學籍簿ニハ在學者ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入

學轉學退學ノ年月日及試驗合格ノ年月日、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第十三條 私立ノ大學ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

官立醫科大學官制
(大正十一年三月三十一日勅令第一百四十三號)

第一條 官立醫科大學ハ左ノ如シ

新潟醫科大學

岡山醫科大學

第二條 官立醫科大學ニ左ノ職員ヲ置ク

大學長

教授

助教授

事務官

學生監

助手

書記

第三條 大學長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ官立醫科大學一般ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

大學長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス

第四條 教授ハ奏任又ハ勅任トス學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第五條 助教授ハ奏任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ從事ス

第六條 事務官ハ奏任トス大學長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

○大學ニ關スル法令

官立醫科大學官制

第七條 學生監ハ教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ學生ノ監督ニ關スル事ヲ掌ル

第八條 助手ハ判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ學術ニ關スル職務ニ服ス

第九條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十條 大學長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ嘱託スルコトヲ得

第十一條 官立醫科大學ハ教授會ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス
大學長ハ教授會ヲ召集シ其ノ議長ト爲ル

第十二條 教授會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 學科課程ニ關スル事項

二 學生ノ試験ニ關スル事項

三 學位ニ關スル事項

四 文部大臣又ハ大學長ノ諮詢シタル事項

第十三條 大學長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授又ハ講師ヲ教授會ニ列席セシムルコトヲ得

第十四條 官立醫科大學ニ附屬醫院ヲ置ク
附屬醫院ニ左ノ職員ヲ置ク

醫院長

藥局長

藥劑手

看護長

第十五條 醫院長ハ教授ノ中ヨリ文部大臣ヲ補ス大學長ノ監督ヲ承ケ醫院ノ事務ヲ掌理ス

第十六條 藥局長ハ奏任トス醫院長ノ監督ヲ承ケ醫院藥局ノ事務ヲ掌理ス

第十七條 藥劑手ハ判任トス藥局長ノ指揮ヲ承ケ醫院藥局ニ關スル

○大學ニ關スル法令 官立醫科大學官制

職務ニ服ス

第十八條 看護長ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ醫院ニ於ケル看護ニ關スル職務ニ服ス

第十九條 官立醫科大學ハ附屬醫學專門部ヲ置ク
醫學專門部ニ教授及助教授ヲ置ク

教授ハ奏任助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

醫學專門部ニ主事ヲ置ク專門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ專門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第二十條 官立醫科大學附屬醫院及附屬醫學專門部ノ專任職員ノ定員ハ別表ニ依ル

第二十一條 官立醫科大學ニ功勞アリ又ハ學術上效績アル者ニハ勅旨ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ

別表略ス

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス（以下略ス）

○學位

學位令（大正九年七月六日 勅令第二百號）

第一條 學位ハ博士トス

第二條 學位ハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ授與ス

第三條 博士ノ種類ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 學位ヲ授與セタルヘキ者ハ大學學部研究科ニ於テ二年以上研究ニ從事シ論文ヲ提出シテ學部教授會ノ審査ニ合格シタル者又ハ論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シ學部教員會ニ於テ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者トス

○學位 學位令

第五條 學部教員會ハ前條ノ論文審査ニ付其ノ提出者ニ對シ試問ヲ行フコトヲ得

第六條 大學ニ於テ學位授與ノ認可ヲ申請スルトキハ論文及其ノ審査ノ要旨ヲ添附スヘシ

第七條 學位ヲ授與セラレタル者ハ授與ノ日ヨリ六月内ニ其ノ提出ニ係ル論文ヲ印刷公表スハシ但シ學位授與前既ニ印刷公表セラレタルモノナルトキ又ハ文部大臣ニ於テ其ノ印刷公表ヲ相當ナラスト認メタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 大學ハ論文ノ審査ニ付手數料ヲ徵收スルニトヲ得

第九條 學部教員會ニ於ケル論文審査ノ手續其ノ他學位ニ關スル規程ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ大學ニ於テ學位ニ關スル規程ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ經テ學位ノ授與ヲ

取消スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

明治三十一年勅令第三百四十四號學位令及博士會規則ハ之ヲ廢止ス但シ舊令ニ依リ授與シタル學位ハ仍其ノ効力ヲ有ス

本令施行前論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シタル者ニ對シテハ舊令ニ依リ學位ヲ授與ス

舊令ニ依ル學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ文部大臣其ノ學位ヲ褫奪ス

新潟醫科大學學位規程

第一條 本學ニ於テ授與スル學位ハ醫學博士トス

第二條 本學研究科ニテ二年以上研究ニ從事シタルモノハ其研究事

項ニ就キ論文ヲ學長ニ提出シ學位ヲ請求スルコトヲ得

前項ニ該當セサル者ニシテ學位ヲ請求セントスル者ハ履歴書ヲ添
ヘ論文ヲ學長ニ提出スヘシ

第三條 學位請求論文又ハ自著一篇(三通)トス 但シ参考トシテ他
ノ論文ヲ附加スルコトヲ得

論文ハ之ヲ返付セス

第四條 第二條第二項ニヨリ學位ヲ請求スル者ハ審査手數料金百圓
ヲ納付スヘシ

既納ノ料金ハ之ヲ返付セス

第五條 提出セラレタル論文ハ學長之ヲ本學教授會ノ審査ニ付ス

第六條 本學教授會ハ審査ニ付セラレタル論文ニ就キ教授中ヨリ二
名以上ノ委員ヲ選定シテ之ヲ調査セシム、但必要アリト認メタル時
ハ助教授又ハ講師ヲ以テ委員ニ充ツルコトヲ得調査ニ必要アル時

ハ論文ノ譯文又ハ標本等ヲ提出セシメ場合ニヨリテハ試問ヲ行フ
コトアルヘシ

第七條 調査委員ハ一ヶ年以内ニ論文ノ要旨ヲ記録シ調査ノ結果ヲ
教授會ニ報告スルモノトス、但特別ノ事情アル時ハ教授會ノ議決ニ
ヨリ調査期間ヲ延長スルコトヲ得

第八條 學位授與ノ決定ヲ爲スニハ在職教授ノ三分二以上出席シ無
記名投票ニ依リ出席教授三分二以上ノ賛成アルコトヲ要ス

海外旅行中ノ教授ハ前項ノ數ニ算入セス

第九條 本學ヨリ學位ヲ授與セラレタル者ニシテ其榮譽ヲ汚辱スル
行爲アリタル時ハ學長ハ教授會ノ議決及文部大臣ノ認可ヲ經テ學
位ノ授與ヲ取消シ學位記ヲ還付セシム

教授會ニ於テ前項ノ議決ヲ爲スニハ在職教授ノ三分二以上出席シ
其四分三以上ノ同意アルコトヲ要ス

前條第二項ノ規程ハ此場合ニモ準用ス
第十條 學位記ノ様式左ノ如シ

第 號	學 位 記	道府縣 氏 名
		右者論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シ本學教授會ハ之ヲ授與スペキ學 力アリト認メタリ 仍テ大正九年勅令第二百號學位令ニ依リ茲ニ 醫學博士ノ學位ヲ授ク
年 月 日		
		新潟醫科大學

○新潟醫科大學職員

(同職中ノ氏名ハ
就職ノ順ニ掲ク)

(大正十一年七月末日現在)

醫學博士 池田廉一郎 滋賀
醫學士 小川爲造 東京

教授 醫學博士 高橋明山 梨

大學長	事務官	學生監
課長	庶務課	會計課
事務官 小川爲造 東京		
書記 吉田松平 新潟		
書記 佐藤幸 新潟		
書記 山本助作 新潟		
書記 根布種次郎 新潟		

圖書館

館長

教 授

醫學博士 池田廉一郎 滋賀
醫學博士 宮路重嗣 新潟

書記

清川陸男 新潟

教 授

醫學博士 大學長 諸學博士
醫學博士 外科學 痘解剖學
醫學博士 內科學
醫學博士 痘學
醫學博士 衛生學 細菌學
醫學博士 眼科學
醫學博士 皮膚科學 泌尿科學
醫學博士 產科學 婦人科學

醫學博士 星野貞次 兵庫
醫學博士 川北元三 三重
醫學博士 川北元三 三重
醫學博士 高橋明山 梨
醫學博士 上野道故 新潟
醫學博士 熊谷直樹 長野
醫學博士 工藤得安 東京
醫學博士 中田瑞穂 島根
醫學博士 濱口一郎 和歌山
醫學博士 岩城清士 山形
醫學博士 服部貞吉 愛知
醫學博士 大橋義郁 新潟
醫學博士 小野塙彌 新潟

耳鼻咽喉科學

解剖學

醫化學

助教授

外科學

內科學

生理學

病理學

精神病學

病理學

皮膚科學 泌尿科學

○新潟醫科大學職員

病理學

皮膚科學 泌尿科學

衛生學 細菌學

內科學

外科學

產科學 婦人科學

耳鼻咽喉科學

內科學

外科學

耳鼻咽喉科學

外科學

耳鼻咽喉科學

內科學

眼科學

眼科學

精神病學

產科學婦人科學

內科學

●附屬醫院

院長

外科醫長

第二內科醫長

眼科醫長

皮微科醫長

○新潟醫科大學職員

醫科大學教授

附屬醫學專門部教授

附屬醫學專門部教授

附屬醫學專門部教授

附屬醫學專門部教授

醫學博士

高橋

明山梨

醫學博士

澤田

健山梨

滋賀

醫學博士

池田

大塙

鳥取

新潟

醫學博士

熊谷

益子

茨城

新潟

滋賀

新潟

醫學博士

阿部

守

栃木

新潟

新潟

新潟

醫學博士

岩城

田敬義

新潟

新潟

新潟

新潟

醫學博士

澤田

大塙

鳥取

新潟

新潟

新潟

醫學博士

高橋

浩

新潟

新潟

新潟

新潟

醫學博士

益子

守

栃木

新潟

新潟

新潟

醫學博士

丹羽

七次郎

新潟

新潟

新潟

新潟

醫學博士

齊藤時雄

福井

新潟

新潟

新潟

新潟

醫學博士

大野武司

茨城

德島

新潟

新潟

新潟

醫學博士

三浦浩友

福井

新潟

新潟

新潟

新潟

三二

產科婦人科醫長

耳鼻咽喉科醫長

整形外科醫長

第一內科醫長

醫員

附屬醫學專門部教授

醫學博士

上野道故 新潟

附屬醫學專門部教授

醫學博士

星野貞次 兵庫

附屬醫學專門部教授

醫學士

中田瑞穗 島根

附屬醫學專門部教授

醫學士

濱口一郎 和歌山

附屬醫學專門部助教授

中山後郎 新潟

附屬醫學專門部助教授

星野智四郎 新潟

藥局長

藥劑手

藥學士 久野浩一 愛知

前澤敦 新潟

橋本通 新潟

長谷川庄六 新潟

事務監督

事務官 小川爲造 東京
書記 宮常吉 新潟

書記 中山武造 新潟

書記 佐藤佐太郎 新潟

看護長

薄葉西吉 福島
小林レン 新潟
伏見ツル 新潟
三浦ヤヨイ 新潟
赤澤シヅ 新潟

○新潟医科大学職員

三三

○新潟醫科大學規程

第一章 學期及休業

第一條 一年分若干學期

第一學期 四月一日至九月三十日迄

第三學期
一月一日～三月三十一日迄

第二條 定期休業日左ノ如シ

春季休業
四月一日ヨリ同七日迄

夏季休業
七月十一日ヨリ同九月十日迄

冬季休業

新嘉坡大學紀念日
五月五日

秋季皇靈祭
秋分日

THE JOURNAL OF CLIMATE

天長節祝日
十月三十一日
新嘗祭
十一月二十三日

紀元節二月十一日

第二章 挑美與利

第三條 本學年於九月一日起至三月底止，
學科目並以一週授業時間配當表

○新潟醫科大學規程
學期及休業
授業學科目

總計	物理的療法	社會醫學	醫事法制	醫史學	臨精神病床外講義者
二四					
間回回實 宛三(一時一六)					
間回回實 宛三(一時一八二)					
間回回實 宛三(一時一六九)					
間回回實 宛三(一時一六七)					
間回回實 宛三(一時一四八)					
二六					
二六					
二七					
二八					
二五					
二五					

精神病學臨床講義	精神科病學	精神科症狀實習	小兒科臨床講義	耳鼻咽喉科實習	耳鼻咽喉科臨床講義	耳鼻咽喉科臨床講義	檢眼鏡實習	眼科臨床講義	皮膚科泌尿科
精神病學	精神科病學	精神科症狀實習	小兒科臨床講義	耳鼻咽喉科實習	耳鼻咽喉科臨床講義	耳鼻咽喉科臨床講義	檢眼鏡實習	眼科臨床講義	外來患者臨床講義
一	一	△	一	△	一	二	△	一	△
二	二	△	一	△	一	二	△	一	△
三	三	△	一	△	一	三	△	一	△
四	四	△	一	△	一	四	△	一	△
五	五	△	一	△	一	五	△	一	△
六	六	△	一	△	一	六	△	一	△
七	七	△	一	△	一	七	△	一	△
八	八	△	一	△	一	八	△	一	△
九	九	△	一	△	一	九	△	一	△
十	十	△	一	△	一	十	△	一	△

第四條 學生ハ解剖學(組織學ヲ含ム)生理學、醫化學、細菌學、病理學及藥物學ヲ學修シタル後ニアラサレハ臨床講義ニ出席スルコトヲ得ス

第五條　入學ハ第一學期ノ始メニ於ケルアズ
第六條　本學ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ高等學校高等科ニ於ケル理科

本業者外ノニ要也

授業學科目
入學休學退學轉學及除籍

入學休學退學轉學及除籍

三九

但入學志願者ノ數收容豫定數ヲ超過シタルトキハ選拔試験ヲ行フ
第七條 前條ノ入學志願者ヲ收容シ尙闕員アル場合ニ限り左ニ記載スル者ノ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

一 高等學校高等科文科卒業者

一 醫學專門學校醫學科卒業者ニシテ相當ノ學力アリト認メタル者一本學ニ於テ試験ヲ行ヒ高等學校高等科ヲ終ヘタル者ト同等以上ノ學力アリト認メタル者

但試験ハ之ヲ高等學校ニ委託スルコトアルヘシ

第八條 本學學生ニシテ退學シタル者再ヒ入學ヲ請フトキハ闕員アル場合ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第九條 帝國大學醫學部及他ノ醫科大學學生ニシテ本學ニ轉學ヲ望ム者ハ闕員アル場合ニ限り許可スルコトアルヘシ

第十條 入學志願者ハ二月十五日迄ニ願書ニ卒業又ハ修學證明書及

身體檢查證ヲ添ヘ學長ニ願出ツヘシ(願書及身體檢查證ノ用紙ハ本學ニ於テ交付ス)

但期限後ト雖尙闕員アル場合ニハ四月十五日迄願書ヲ受理スルコトアルヘシ

第十一條 學生疾病ニヨリ二ヶ月以上修學ヲ中止セントスル時ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ願書ヲ呈出シ學長ノ許可ヲ得テ二年以内休學スルコトヲ得

第十二條 學生ニシテ陸海軍兵役ニ服スル者ハ其現役又ハ召集中休學ヲ許可ス

第十三條 前二條ニヨル休學者ニシテ休學期間ト雖ソノ事故止ム時ハ願ニ依リ復學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十四條 學生退學セントスル時ハ其旨願出テ學長ノ許可ヲ受クヘシ

シ

第十五條 轉學セント欲スル者ハ其理由ヲ詳記シ學長ノ許可ヲ受ク

ヘシ

前項ノ許可ヲ與ヘタル時ハ除籍ス

第十六條 在學八年ニ及ヒテ猶卒業セナル者ハ除籍ス

但休學期間ハ之ヲ算入セス

第十七條 前條ノ期間内ト雖疾病其他ノ事故ニヨリ成業ノ見込ナシ
ト認メタル時ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第四章 試問及卒業

第十八條 大學令第十條ニヨル試験ハ學生ノ申請ニ依リ次ノ學科ニ
就テ之ヲ施行ス

解剖學(組織學ヲ含ム)

生理學

醫化學

細菌學
病理學
藥物學
內科學
外科學
產科婦人科學
眼科學
精神病學
小兒科學
皮膚科泌尿器科學
耳鼻咽喉科學
衛生學
法醫學

○新潟醫科大學規程 試問及卒業

第十九條 各科目ニツキ規定ノ期間聽講シ且ツ實習ヲ修了シタル者ニアラサレハ試験ヲ申請スルコトヲ得ス

第二十條 解剖學(組織學ヲ含ム)生理學、醫化學、細菌學、病理學及藥物學ノ試験ニ合格シタル者ニアラサレハ爾餘ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十一條 試験期日ハ二週間前ニ之ヲ揭示ス

第二十二條 受験ノ申請ハ試験期日ノ揭示後一週間以内トス

第二十三條 試験ハ其學科擔當ノ教員之ヲ施行ス

擔當教員事故アル時ハ他ノ教員之ヲ施行スルコトアルヘシ

第二十四條 試験ノ成績ハ合格及不合格ノ二トス

第二十五條 或學科ノ試験ニ於テ不合格ノ成績ヲ得タル者ハ同一學期ニ於テ再ヒ受験スルコトヲ得ス

第二十六條 四年以上在學シ規定ノ全受験科目ニ合格シタル者ヲ卒業者トシ之ニ卒業證書ヲ授與ス

第二十七條 本學卒業者ハ醫學士ト稱スルコトヲ得

第五章 試験手數料入學料及授業料

第二十八條 第六條但書、第七條第三項ニ依リ試験ヲ受クル者ハ試驗手數料トシテ豫メ金拾圓ヲ納付スヘシ

第二十九條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金拾圓ヲ納付スヘシ

第八條ニヨリ再ヒ入學ヲ許可セラレタル者及第九條ニヨリ轉學ヲ許可セラレタル者ハ前項ニ準ス

第三十條 學生ノ授業料ハ一學年金七拾五圓トシ一學期毎ニ之ヲ徵收ス

但納付期日ハ別ニ之ヲ定ム

第一學期 金貳拾五圓

第二學期 金貳拾五圓

第三學期 金貳拾五圓

授業料納付期日後ニ入學シタル者ハ入學許可ノ日ヨリ十日以内ニ納付スヘシ

第三十一條 轉學シ退學シ除籍セラレ又ハ退學ヲ命セラレタル者ニハ其期ノ授業料ヲ徵收ス

停學ニ處セラレタル者ニハ停學中ト雖授業料ヲ徵收ス

第三十二條 一期ヲ通シテ休學ヲ許可セラレタル者ニハ其期ノ授業料ヲ徵收セス

但休學者ニシテ中途復學シタル時ハ其學期ヨリ之ヲ徵收ス

第三十三條 既納ノ料金ハ如何ナル理由アルモ之ヲ返付セス

第三十四條 授業料納付ノ義務ヲ怠リタルトキハ講義實習ニ出席シ及圖書ヲ閲覽スルコトヲ禁止シ其情狀重キモノハ之ヲ除籍ス

第六章 服 裝

第三十五條 學生ハ本學所定ノ制服及制帽ヲ着用スヘシ

第七章 懲 戒

第三十六條 學生ニシテ其本分ニ悖リタル行爲アリタル時ハ之ヲ懲戒ニ處ス

懲戒ハ左ノ如シ

戒飭

停學

第八章 外國學生

第三十七條 外國人ニシテ本學ニ入學セントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五號ノ定ムル所ニヨリ之ヲ許可ス

第三十八條 外國學生ニシテ本學所定ノ試問ニ合格シタル者ニハ本

人ノ願ニ依リ學力ヲ検定シ高等學校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ卒業證書ヲ授與スルコトヲ得

第三十九條 外國學生ニシテ高等學校高等科卒業程度ノ試験ニ合格シタル者ハ普通學生トシテ入學ヲ許可ス

第四十條 外國學生ニハ本學學生ニ關スル規程ヲ準用ス

第九章 專攻生

第四十一條 本學授業擔當者ノ指導ヲ受ケ特ニ專門學科ニツキ研究セントスル者ハ専攻生トシテ入學ヲ許可ス

第四十二條 專攻生タラント欲スル者ハ願書ニ履歷書及卒業證書寫ヲ添ヘ指導者ヲ經テ願出ツヘシ

第四十三條 專攻生タルコトヲ得ル者ハ左記ノ一ニ該當スルコトヲ要ス

一大學卒業者

一醫學專門學校卒業者

一授業擔當者ニ於テ適當ノ學力アリト認メタル者

第四十四條 研究費ハ教室ノ設備ニ附帶スルモノノ外總テ専攻生ノ負擔トス

但時宜ニヨリテハ特ニ研究材料ヲ給與スルコトアルヘシ

第四十五條 專攻期間ハ二ヶ年以内トス

但時宜ニヨリテハ延期ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十六條 專攻生ニハ願ニ依リ證明書ヲ附與ス

第四十七條 專攻生タルコトヲ許可セラレタル者ハ金拾圓ヲ納付スヘシ

附 則

第四十八條 本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十九條 醫學專門學校醫學科三、四年級ニ在學スル者ハ試験ノ上

○新潟醫科大學規程 專攻生 新潟醫科大學副手規程

入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第五十條 本學附屬醫學専門部ニハ舊新潟醫學専門學校規程ヲ準用ス

○新潟醫科大學副手規程

- 第一條 新潟醫科大學ニ副手ヲ置ク無給トス
但時宜ニ依リテハ有給ト爲スコトアルヘシ
- 第二條 副手ハ研究科學生、學士若クハ學士ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニ限リ學長之ヲ嘱託ス
- 第三條 副手ハ教授及助教授ノ指揮ヲ承ケ學術又ハ診療ニ關スル職務ニ服ス

附 則

第四條 本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○新潟醫科大學研究科規程

- 第一條 本學卒業生ニシテ研究科ニ入ラント欲スル者ハ其研究事項ヲ具シ學長ニ願出ツヘシ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス
- 第二條 本學卒業生ニアラナル者ニシテ研究科ニ入ラント欲スル者ハ學業履歷書ヲ添ヘテ願出ツヘシ、學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス
- 但時宜ニヨリテハ其學力ヲ検定スルコトアルヘシ、検定ヲ受クル者ハ入學檢定料金貳拾圓ヲ前納スヘシ、既納ノ料金ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セス
- 第三條 研究科學生ノ指導ハ學生ノ希望ヲ斟酌シ教授會ノ議ヲ經テ學長ノ選定シタ教員之ヲ擔當ス
- 第四條 研究科學生ノ在學期間ハ二ヶ年トス
研究ノ必要ニヨリ引續キ在學セント欲スル者ハ當該教員ヲ經テ學

長ニ願出ツヘシ、學長ハ教授會ノ議ヲ經テ一年毎ニ之ヲ許可ス

第五條 研究科學生在學中ハ學長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス

第六條 研究科學生ハ指導教員及擔當教員ノ承認ヲ得テ本學ノ講義實習及實驗等ニ出席スルコトヲ得

第七條 研究科學生ハ研究料トシテ一ヶ年毎ニ金五拾圓ヲ前納スヘシ

研究科學生ニシテ兵役ニ服スル者ニハソノ服務中研究料ヲ免除ス但既納ノ料金ハ之ヲ返付セス

第八條 研究科學生ニシテ學術研究旅行ヲ要スル時ハ教授會ノ議ヲ經テ旅費日當ヲ補給スルコトアルヘシ

第九條 研究科學生ハ在學滿期ニ至ルトキ其研究成果ヲ指導教員ヲ經テ學長ニ報告スヘシ

第十條 研究科學生ニシテ學位ヲ得ント欲スル者ハ在學二年以上ヲ經タル後其研究事項ニ就キ論文ヲ學長ニ提出スヘシ

學位ヲ請求セサルモ相當ノ研究ヲ爲シタリト認ムル者ニハ學長ハ證明書ヲ附與スルコトアルヘシ

第十一條 研究科學生ニシテ教授會ニ於テ研究ノ實ナシト認メラレタルトキハ學長之ニ退學ヲ命ス

第十二條 研究科學生ハ本規程ノ外總テ本學ノ學則ヲ遵守スヘシ

第十三條 研究科學生中學力優秀志操堅實ナル者ハ特選給費學生トナシ學資ヲ給與スルコトアルヘシ

特選給費學生ハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ命ス

第十四條 特選給費學生ノ學資ハ一人月額金七拾五圓以内トシ二年間之ヲ給ス

但必要アル時ハ教授會ノ議ヲ經テ更ニ期限ヲ定メ之ヲ繼續スルコ

トヲ得

五四

特選給費學生ニハ研究料ヲ徵收セス

第十五條 特選給費學生ニシテ其地位ニ在ルニ適セサルニ至リタル
トキハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ免ス

附 則

第十六條 本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○新潟醫科大學附屬醫院規程

第一條 附屬醫院ハ醫學ノ教授及研究ノ目的ヲ以テ患者ノ診療ヲ爲
ス所トス

第二條 患者ヲ分チテ入院患者及外來患者ノ二種トス

第三條 入院患者ハ官費及私費トス

但私費ヲ以テ治療ヲ受ケント欲スル者モ其病症ニヨリテハ之ヲ許

可セザルコトアルヘシ

第四條 外來患者ノ費用ハ患者ノ自辨トス

但病症ニヨリ治療上一切ノ費用ヲ徵收セサルコトアルヘシ

第五條 本規程施行ニ關スル細目ハ學長之ヲ定ム

附 則

第六條 本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

看護婦養成科規則

第一條 新潟醫科大學附屬醫院ニ看護婦養成科ヲ置ク

第二條 看護婦養成科ハ一般患者ヲ看護スルノ方法ヲ授クルヲ以テ
目的トス

第三條 生徒養成ノ期間ハ三ヶ年トシ之ヲ前後ノ二學期ニ分チ前學
期ニハ主トシテ學科ヲ授ケ兼テ實習ヲ課シ後學期ニハ實習ニ就カ
シム

第四條 講習學科目左ノ如シ

一修身 看護婦心得

一解剖學及生理學一般

一衛生學一般

一各種看護法及傳染病豫防法大意

一消毒法

一治療及手術介輔

一繩帶機械學

一救急處置

第五條 生徒實習中ハ附屬醫院看護婦規則ニ從ハシム

第六條 生徒ノ募集期日ハ其都度廣告ス

第七條 入學志願者ハ品行方正身體健全年齡十五年以上三十年以下ノ獨身者ニシテ家事ニ係累ナキ者ニ限ル

第八條 入學志願者ニハ體格検査ヲ行ヒ左ノ科目ニ就キ高等小學校卒業程度ニ依リ試験ヲ施行シ合格シタルモノヲ入學セシム

一讀方

二級方

三算術

四書取

第九條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ願書ヲ差出スヘシ

入學願書
私儀看護婦養成科へ入學致度履歴書並ニ戸籍謄本(抄本)相添此段相願候也

本籍

現住所族籍戸主又ハ何誰何女姊妹
何某印

前書ノ者品行方正ニシテ配偶者ナク且ツ家事ニ係累ナキ者ニ

相違無之仍テ保證候也

五八

履歴書
何年月日生
學業
一年何月何日何學校ニ入リ何年何月何日卒業
(卒業證書寫別紙ノ通)
現住所
新潟醫科大學附屬醫院長何某
保證人何某殿
本籍
族籍職業
現住所
保證人何某殿

何年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程
一年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程
一年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程
一年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程
一年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程
一年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程

業務
一年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程
一年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程
一年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程
一年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程
一年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程

賞罰
一年何月何々ノ廉ヲ以テ授賞又ハ受罰等
右之通相違無之候也

年月日
右何某印

第十條 入學ヲ許可セラレタル者ハ左ノ書式ニ依リ誓約書ヲ差出ス

ヘシ

但保證人中一名ハ新潟市内ニ住居ヌル丁年以上ノ戸主タルヲ要ス

印收參
紙入錢

誓約書

某儀
(用紙美濃紙)

今般看護婦養成科へ入學差許サレ候ニ就テハ諸規則ヲ堅ク相
守ルヘキハ勿論在學中某一身上ニ生シタル事件ハ保證人兩名
ニ於テ一切所辯可致且ツ萬一在學中ノ學費辨償ヲ命セラル、

○新潟醫科大學附屬醫院規程

看護婦養成科規程

五九

場合ニハ左記ノ者連帶ヲ以テ其義務ヲ果スヘク茲ニ誓約候也

本籍

年月日 何某 姉妹

本籍

現住所族籍職業

保證人 何某

新潟市何町通何番町何番地

族籍職業

保證人 何某

新潟医科大学附屬醫院長 何某

新潟医科大学附屬醫院長 何某

新潟医科大学附屬醫院長 何某

第十一條 生徒ニハ食料及月手當ヲ給シ制服寝具ヲ貸付シ本院看護婦寄宿舍内ニ宿泊セシム

第十二條 生徒ハ在學中附屬醫院ノ諸規則ヲ遵守スヘシ

第十三條 試問(學說及實地)ニ合格セル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第十四條 生徒ハ卒業後滿一ヶ年間新潟医科大学ニ勤務スルノ義務アルモノトス

第十五條 生徒ニシテ成業ノ目途ナキモノ及ヒ不都合ノ行爲アリタルトキハ退學ヲ命ス

第十六條 在學中及義務年限中中途退學又ハ義務ノ免除ヲ願出ル者アルモ疾病其他特別ノ事情アリト認メタル者ニアラサレハ許可セス若シ是ヲ許可シタル場合ニ於テモ其情狀ニ依リ在學中支給シタル學資ノ全部又ハ其幾分ヲ一時ニ返納セシム

產婆養成科規則

第一條 新潟医科大学附屬醫院ニ產婆養成科ヲ置ク

第二條 修業年限ハ三箇年トシ之ヲ前後ノ二學期ニ分チ前學期ニハ主トシテ學科ヲ授ケ兼テ實習ヲ課シ後學期ニハ專ラ實習ニ就カシ

第三條 授業科目左ノ如シ

一修身

一解剖學及生理學一般

一衛生學一般及消毒法

一正規妊娠分娩及其取扱法

一正規產褥及其取扱法

一初生兒取扱法及看護法

一模型演習

一一般看護法

一救急療法及實習

一產婆心得

一異常妊娠分娩產褥及其取扱法

第四條 生徒實習中ハ附屬醫院看護婦規則ニ從ハシム

第五條 生徒ノ募集期日ハ其都度廣告ス

第六條 入學志願者ハ品行方正身體健全年齡十六年以上ノ女子ニシテ家事ニ係累ナキ者ニ限ル

第七條 入學志願者ニハ體格検査ヲ行ヒ左ノ科目ニ就キ高等小學校卒業程度ニ依リ試験ヲ施行シ合格シタル者ヲ入學セシム

一讀 方

二綴 方

三算 術

四書 取

第八條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ願書ヲ差出スヘシ

私儀產婆養成科へ入學致度履歷書並ニ戸籍謄本(抄本)相添此段

○新潟醫科大學附屬醫院規程 產婆養成科規則

相願候也

本籍
族籍、戸主又ハ何某何女姊妹
現住所 氏名印
前書ノ者品行方正ニシテ家事ニ係累ナキ者ニ相違無之仍テ保證候也

本籍
族籍職業
現住所

保證人氏名印
某殿

第九條

入學ヲ許可セラレタル者ハ左ノ書式ニ依リ誓約書ヲ差出ス
ヘシ但保證人中一名ハ新潟市ニ住居スル丁年以上ノ戸主タルヲ要

ス

印參
印收
紙入錢

誓約書

某

(用紙美濃紙)

儀

今般產婆養成科へ入學差許サレ候ニ就テハ諸規則ヲ堅ク相守
ルヘキハ勿論在學中某一身上ニ生シタル事件ハ保證人兩名ニ
於テ一切所辨可致且ツ萬一在學中ノ學資辨償ヲ命セラル、場
合ニハ左ニ記名ノ者連帶ヲ以テ其義務ヲ果スヘク茲ニ誓約候
也

本籍

族籍、戸主又ハ何某何女姊妹

現住所

本人氏

名印

本籍
族籍職業
現住所

保證人氏

名印

新潟市何町通何番町何番地
族籍職業

新潟医科大学附屬醫院長 何 某殿

保證人 氏 名 印

第十條 生徒ヲ分チテ給費生及自費生トス
自費生ハ凡テ通學トシ學科講習中毎月五日迄ニ授業料金壹圓ヲ前納スヘシ

給費生ニハ食料ヲ給與シ且ツ作業服ヲ貸付シ院内ニ宿泊セシム但自費生ト雖實習中ハ院内ニ宿泊セシムルコトアルヘシ
第十一條 生徒ハ總テ院内ノ規則ヲ遵守シ講師掛員看護婦長及產婆養成科產婆長ノ指揮ニ從フ可シ

第十二條 試問(學說及實地)ニ合格セル者ニハ卒業證書ヲ授與ス
第十三條 生徒ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ不都合ノ行爲アリタルトキハ退學ヲ命ス

第十四條 生徒ニシテ中途退學ヲナス者又ハ退學ヲ命セラレタル者ニハ其情狀ニ依リ在學中給與シタル學資ノ全部又ハ其幾分ヲ返納セシムルコトアルヘシ

○新潟医科大学圖書館規程

- 第一條 圖書館ハ本學所屬ノ圖書ヲ處理シ又ハ本學ニ委託セラレタル圖書ヲ保管スル所トス
- 第二條 圖書ノ出納ハ圖書館係員之ヲ掌ル
- 第三條 圖書館ニハ閱覽室ヲ設ケ醫學一般ニ涉ル圖書及數教室共用ノ圖書其他ヲ陳列保管ス
- 第四條 前條以外ノ圖書ハ之ヲ各教室内ニ置キ教授ヲシテ保管セシム
- 第五條 圖書館内ノ圖書ハ本學職員、研究科學生及專攻生ニ限り之ヲ借受ケ帶出スルコトヲ得

借受冊數ハ一名拾冊ヲ超過スルコトヲ得ス

借用者ハ轉職又ハ退職ノ際直チニ其圖書ヲ返納スヘシ

第六條 圖書ヲ借受ケ帶出セント欲スル者ハ所定ノ用紙ニ記入スルコトヲ要ス

第七條 圖書貸出期間ハ二十日以内トス

第八條 貸出圖書ハ期間内ト雖毎年七月一日ヨリ十日迄ニ一旦返納スヘシ

但必要アル時ハ臨時返戻ヲ要求スルコトアルヘシ

第九條 閲覽室ニ於テ圖書ヲ閲覽セント欲スル者ハ借覽票ニ記入シ係員ニ出タシ閲覽終リタル圖書ハ直チニ之ヲ返付スヘシ

閲覽時間ハ時々之ヲ掲示ス

第十條 本學職員及學生以外ノ篤志研究者ニシテ圖書館内ノ圖書閲覽ヲ請フモノアル時ハ圖書館長ニ於テ許可ヲ與フルコトアルヘシ但閲覽手續ハ前條ニ依ル

第十一條 圖書閲覽者ハ本規程ヲ遵守シ又室内ニ於ケル掲示事項及係員ノ指揮ニ從フヘキモノトス

第十二條 諸官廳、學校又ハ本學職員以外ノ者ヨリ圖書借受ノ照會アル際圖書館長ハ圖書館内ノ圖書ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ此際借用者ハ所要ノ圖書及借受期間(以十日)ヲ記入セシ借用證書ヲ圖書館ニ提出スルモノトス

第十三條 閲覽者又ハ借受者ニシテ其圖書ヲ紛失、毀損又ハ汚染シタルトキハ同一圖書ヲ辨償セシム

但時宜ニヨリテハ代金ヲ以テ之ヲ辨償セシメ或ハ修繕費ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第十四條 各教室ニ保管セラル、圖書ヲ紛失、毀損又ハ汚染シタル場合ハ保管者ヨリ始末書ヲ提出スルモノトス、而シテ其事由ニヨリテ

ハ前條ヲ適用スルコトアルヘシ

附 則

第十五條 本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○新潟医科大学獎學資金

- 第一條 本學々生及本學ニ於テ研究ニ從事スル者ニ對シテ獎學ノ爲
メニ資金ヲ寄附セントスル者アルトキハ之ヲ許容スルコトアルヘシ
獎學資金ニハ寄附者ノ名義ヲ附スルコトヲ得
- 第二條 寄附ハソノ資金ニ對シ一定ノ條件ヲ附スルコトヲ得
- 第三條 寄附者ニ於テ一定ノ指定ヲ爲ササルトキハ教授會ノ議ヲ經
テ學長之レカ支辨ノ途ヲ定ム
- 第四條 貸費及給費等ニ關スル細目ハ別ニ之ヲ定ム

○獎學資金

寄附者氏名	寄附年月日	寄附金額	指定研究用途	其他ノ別
竹山 正男	大正七年十一月四日	一、〇〇〇〇〇〇	利子ヲ本學學生獎學ノ資ニ充ツヘキモノトス	
中故山 蘭	大正八年七月十五日	五、〇〇〇〇〇〇	元金及利子ヲ學術研究費ニ充ツヘキモノトス	
長谷川 寛	大正九年十二月六日	一、〇〇〇〇〇〇〇	利子ヲ學術研究費ニ充ツヘキモノトス	

○新潟医科大学學生

(大正十一年七月末現在)

羽田清次	新潟	南正夫	新潟	金野巖	岩手
河邊昌一	新潟	國岡恭一	福島	植木吉禪	新潟
星野宏	新潟	小林榮太郎	新潟	萩原敏	茨城
中村彦左衛門	新潟	竹内節之助	新潟	荻江靜雄	長野
瀬高徳榮	新潟	入澤保	新潟	伊藤泰一	秋田

須賀博栄木山上爲次富山松林清廣山形
沼田昌彦茨城

新潟医科大学附属医学専門部

○新潟医科大学附属医学専門部職員
(大正十一年七月末日現在)

附属医学専門部教授

医学博士

池田廉一郎

滋賀

主事

教 授

外科學

医科大学教授

医学博士

池田廉一郎

滋賀

内科學

医科大学教授

医学博士

澤田敬義

新潟

病理學 法醫學

医科大学教授

医学博士

川村麟也

山梨

小兒科學 藥物學

(在外研究中)

岩川克輝

青森

内科學

(在外研究中)

富永忠司

新潟

○新潟医科大学附属医学専門部職員

衛生學 細菌學

醫科大學教授

醫學博士 宮 路 重 嗣 新潟

眼科學

醫科大學教授

醫學博士 高 橋 明山梨

皮膚病學 花柳病學

醫科大學教授

醫學博士 熊 谷 直 樹 長 野

精神病學

(在外研究中)

文學士 中 村 隆 治 新潟

法醫學

醫科大學教授

醫學博士 藤 原 敦 悅 郎 島 根

產科學 婦人科學

醫科大學教授

醫學博士 上 野 道 故 新潟

生理學

(在外研究中)

文學士 横 田 武 三 埼 玉

外科學

(在外研究中)

醫學士 本 島 一 郎 群 馬

耳鼻咽喉科學

醫科大學教授

醫學博士 星 野 貞 次 兵 庫

解剖學

(在外研究中)

醫學士 小 池 敬 事 埼 玉

解剖學

醫科大學教授

醫學博士 工 藤 得 安 東 京

外科學

醫科大學助教授

醫學士 中 田 瑞 穂 島 根

內科學

醫科大學助教授

醫學士 濱 口 一 郎 和 歌 山

助教授

醫科大學助教授

星 野 智 四 郎 新 潟

外科學

醫學士 黑 田 亮 新 潟

藥物學

醫學士 關 泰 祐 奈 良

修身

島 村 司 新 潟

獨逸語

小 野 塚 彌 新 潟

精神病學

丹 羽 七 次 郎 新 潟

皮膚病學 花柳病學

廣 神 伊 藤 群 馬

內科學

醫科大學助手

耳鼻咽喉科學

醫科大學助手

○新潟醫科大學附屬醫學專門部職員

七八

村山佐太郎	長野	山岸悌吉	新潟	安澤龍詮	新潟
佐藤昇	宮城	伊藤功	枥木	釜井昇	宮城
伊藤榮	三重	藤井安	直治	庭山正直	新潟
上隆德	香川	岡安	直治	村上隆	新潟
香川新潟	新潟	井乾四郎	勝井	藤英治	新潟
新潟	新潟	一雄	有馬	井安	新潟
大阪	大阪	武田義夫	渡部	直治	村安
福島	福島	衛長野	口政	治崎	山正
長野	長野	福島長野	福島	王崎	新潟
皆川廣文	福井	福島新潟	新潟	石本英治	山形
福井	新潟	成田勇次郎	勝井	伊藤英治	新潟
群馬	新潟	佐佐木	乾四郎	藤井安	新潟
新潟	新潟	高田	一雄	井英治	新潟
新潟	新潟	大阪	武田	井安	新潟
大阪	大阪	福島	大島	英治	新潟
福島	福島	福島	新潟	小島俊	新潟
長野	長野	福島	新潟	伊豫鐵臣	石川
長野	長野	福島	新潟	石本義太郎	新潟
長野	長野	福島	新潟	成田勇次郎	新潟
長野	長野	福島	新潟	佐々木秋夫	群馬
長野	長野	福島	新潟	伊藤金吾	新潟
新潟	新潟	福島	新潟	瀬尾豐治	山形
新潟	新潟	福島	新潟	伊豫鐵臣	石川
新潟	新潟	福島	新潟	石塚茂男	新潟
新潟	新潟	福島	新潟	沼田米吉	群馬
新潟	新潟	福島	新潟	伊藤聰	宮城
新潟	新潟	福島	新潟	登坂祿藏	新潟
新潟	新潟	福島	新潟	伊藤聰	宮城
新潟	新潟	福島	新潟	石塚茂男	新潟
新潟	新潟	福島	新潟	沼田米吉	群馬
新潟	新潟	福島	新潟	伊藤聰	宮城
新潟	新潟	福島	新潟	桑島勉	山形
新潟	新潟	福島	新潟	佐藤博	福島
新潟	新潟	福島	新潟	安澤龍詮	新潟

第三學年（八六名）

辻 治 之	長崎	増 田 喬	千 葉	姉 齢 房 雄 宮 城
永 田 彦 四 郎	滋 賀	佐 々 木 義 治	新 潤	相 良 敏 三 櫟 木
藤 村 東 夫	埼 玉	島 田 豊 次 郎	北 海 道	竹 村 太 郎 秋 田
高 橋 亮 之 助	北 海 道	種 市 精 志	巖 手	伊 東 秀 雄 福 島
青 柳 繁 長 野		西 内 泰 藏	福 島	
外 山 輝 昌	長 野	湧 井 豊 平	新 潤	
佐 瀬 恒 夫	福 島	大 和 田 耕 平	茨 城	
濱 野 次 郎	埼 玉	影 山 武 雄	德 島	
松 平 基 壽	岐 阜	村 林 莊 平	東 京	
長 谷 川 英 雄	兵 库	岡 崎 俊 彰	茨 城	
竹 内 堅 吉	群 馬	飯 野 覚	山 梨	
大 野 徹	埼 玉	鬼 怒 川 親 孝	宮 城	
安 宅 博 惠	新 潤	田 原 正 人	長 野	
石 橋 無 事	大 阪	瀧 川 真 人	新 潤	

植 杉 守 之 助	兵 库	海 老 澤 幹	茨 城	大 山 通 郎	茨 城
岩 井 勘 四 郎	宮 城	杉 山 甚 右 衛 門	岐 阜	小 林 寅 次 郎	福 島
桂 重 悅	新 潤	畠 野 規 矩 平	新 潤	福 村 亮 藏	三 重
山 田 保 定	福 井	和 田 弘 一 郎	新 潤	田 村 弘 造	新 潤
松 島 秀 雄	東 京	窪 田 和 夫	長 野	田 中 達 男	東 京
小 林 季 繁	長 野				

○卒業生

元新潟醫學專門學校卒業生

自大正三年

至大正十年

六百八十九名

(五十一名)

×ハ死亡

八二

大正三年十一月卒業

(五十一名)

×ハ死亡

中院光圓 新潟

高橋正一郎 新潟

駒形勤二 新潟

内田三千太郎 埼玉

岩城清士 山形

高泉正暉 愛媛

栗田愛之助 東京

久保田謙二 新潟

永井彥千代 福島

小川貞雄 新潟

島村司 新潟

櫻井秀三郎 芙城

眞柄董 新潟

矢野中愛媛

星野智四郎 新潟

木村徳宮城

小林久雄 長野

野口武夫 鳥取

風間匡憲 新潟

中山後郎 新潟

若杉臯之 新潟

宮崎惇 埼玉

澤井潔 新潟

星野智四郎 新潟

新堀次郎 埼玉

杉本道滋賀

守谷護愛媛

中稻武彦 鹿兒島

川田憲治 栃木

宇賀山亦良 新潟

吉田光利 富山

横山多三雄 新潟

森内滋 大阪

丸田耕平 長野

渡邊嘉一 富山

世良田秀夫 北海道

涌井留吉 新潟

伊東祐祐 神奈川

羽生孝徳 美城

細野貞 新潟

山田政敏 烏取

島井英利 神奈川

齋藤龍太郎 山形

（舊姓羽成）伊東隆佐 茨城

鈴木輝世 栃木

兒玉靜雄 虎兒島

（舊姓高野）伊東老原壽衛 新潟

（舊姓浦野）森内滋 大阪

木村清三 和歌山

九山鼎一 長野

丸山鼎一 長野

武井孝至 新潟

大森千東 新潟

木村清三 和歌山

松浦翠 新潟

望月周三 埼玉

九山鼎一 長野

藤卷要之助 新潟

岡部康喜 富山

酒井寛長野

○卒業生

大正四年九月卒業

(九十二名)

八三

八四

吉村文雄	和歌山	河合清雄	岐阜	今井文二	山梨
馬庭繁	鹿兒島	草間弘司	長野	角田利作	枥木
原廣治		福田信實	神奈川	×山本一太郎	茨城
(舊姓松本)		中村作次		長屋	
本宮五郎	新潟	坂内良策	新潟	浩岐阜	
古寺入和	新潟	奥坂正行	和歌山	安部友喜	福島
中東虎之丞	新潟	萩原茂山	山梨	長野	
小飯塚博	新潟	後藤莊一郎	愛媛	季江	東京
星山春雄	新潟	松尾里治	長野	堀江季虎	
小池省造	新潟	長野		風間美顯	山梨
浅岡三郎	北海道	江本兵二	富山	井堀江	
知野唱二	新潟	平田	泰群馬	井田潔	福島
渡邊修三重		林振聲	臺灣	田潔島	
古川完雄		西成貞作		中島恒尾	福島
佐賀海老原	(舊姓名渡邊三郎)	秋田		鈴木近之助	
誠英城				長井	
西成貞作				中島恒尾	
秋田				勇廣島	
町田實俊				長井	
西成貞作				田實俊	
秋田				鹿兒島	

吉泉耕治郎	山形	中込	勇山梨	西村正治	東京	満谷珠一	岡山
上村誠	(舊姓野澤)	一東京	小野塚彌	新潟	桑島信義	福島	高野勘藏
森川政三	長野	森川政三	新潟	小林武崎	新潟	岩下恭平	山梨
米山明	愛知	×長沼鞆衛	新潟	石川武助	新潟	村上正人	三重
佐野文彦	福岡	三木嘉吉	德島	×玉懸守	新潟	上田正人	三重
榎水尾五月	廣島	齊藤茂	長野	×前田三爾	新潟	石川武助	新潟
松井勝	新潟	蓼川曉	神奈川	富安義雄	新潟	細野六郎	群馬
方波見忠雄	茨城	安達島次	新潟	×鉛木眞作	新潟	太田啓造	秋田
石塚止信	新潟	高山正鞆	島根	上野貢	福島	細野六郎	群馬
大野開八	埼玉	諸岡幸三郎	茨城	原義雄	愛知	寒川龜太郎	新潟
太田啓造	秋田	石原憲	島根	富安義雄	愛知	大野開八	埼玉

大正五年五月卒業
(九十一名)

後藤六郎長野
高橋喜藏宮城

伊藤松治秋田
富山洪箕新潟

日下部保山形

菊地武男新潟
杉本豊松石川

岩間義定山梨
山崎壽琦玉

石黒芳雄新潟
山口正道長野

田中隆一大阪
根本武千葉

河邊(舊姓瀧谷)康一埼玉

沓掛晋新潟
久保田龜之進新潟

中村平藏琦玉
押田淳千葉

山崎(舊姓瀧谷)一埼玉

加藤正夫三重
木村操平新潟

木村操平新潟
杉山忠夫德島

江坂百衛新潟
山田庄太郎愛媛

鈴木眞平福島
宮田直七兵庫

鈴木庄一福島
莊寛琦玉

坂田正數岡山
五味淵秀一栃木

×鈴木眞平福島
杉山忠夫德島

高橋素雅琦玉
山田庄太郎愛媛

山崎壽琦玉
篠谷兵庫福島

×小西鉢群馬
竹之内辰四郎新潟

大島善平栃木
平山長藏茨城

渡部三郎山形
齋藤興助山形

荒木磯次郎島根
×淺野鎮一愛知

大島善平栃木
平山長藏茨城

白井鏘二三重
齋藤興助山形

齋藤虎之助山梨
未盛進廣島

森茂重長野
伊藤常一郎三重

佐藤雄次郎新潟
渡部三郎山形

西島太田龍東京
櫻井宗吾茨城

伊藤常一郎三重
伊藤憲一秋田

高橋賢爾新潟
渡部三郎山形

藤山傳衛栃木
九岡宗一郎新潟

永澤一新潟
森茂重長野

佐藤雄次郎新潟
伊藤常一郎三重

關行孝茨城
飯谷虎雄神奈川

菅原臣宮城
鳥羽鎌一郎長野

北川徳原正種福岡
坪谷毅一新潟

日南田麒聖繁富山
西郡省巳新潟

大野武司茨城
日下龍治三重

梅田市作東京
田中稔郎新潟

○卒業生
○卒業生

小倉孝道 千葉
高崎貞藏 茨城
桑野 浩 新潟
山田哲雄 大阪
入澤謙策 新潟
石川三郎 榆木
金子信祐 山口
遠山 昇 東京
×加藤義雄 新潟
吉川八郎 滋賀
大正六年五月卒業 (七十九名)

菊池周藏 岐阜
新妻幸之助 福島
田澤德三 東京
小山諒宮城
賀島友井 德島
深野貞治 新潟
山川融 岡山
揚緒州 臺灣
市村浩夫 長野
倉澤浩夫 長野
吹澤龍一 福島
米良槌彌宮崎
斎藤綱一 京都
中矢豊久 愛媛
新妻幸之助 福島
菊池周藏 岐阜
斎藤綱一 京都
中矢豊久 愛媛
新妻幸之助 福島
小林茂吉 埼玉
弘柳木

沓掛諒 新潟
佐々木 寛崎玉
吉川八郎 滋賀
山崎良貞 長野
宇井邦一 和歌山
佐藤金一郎 秋田
藍澤文藏 新潟
稻葉周八 三重
福島守男 青森
寺田康鶴岡
田宮高雄 新潟
木島作衛 新潟
服部巳作 福島
齋藤實 福島
豊田昨日 長野
赤羽貞一 長野
新井尙治 埼玉
園田千榮 北海道
寺本太郎市 和歌山

藤井順泰 新潟
奥山美雄 山形
牛島友記 富山
中林久作 埼玉
鈴木榮太郎 榆木
北川眞福井
瀬尾辰雄 新潟
千葉常雄 東京
×小野塙 進 新潟
島崎光若 長野
日吉長十郎 静岡
青柳兼之介 茨城
水野玄雄 静岡
寺本太郎市 和歌山

○卒業生
佐藤金一郎 秋田
藍澤文藏 新潟
稻葉周八 三重
福島守男 青森
寺田康鶴岡
田宮高雄 新潟
木島作衛 新潟
服部巳作 福島
齋藤實 福島
豊田昨日 長野
赤羽貞一 長野
新井尚治 埼玉
園田千榮 北海道
寺本太郎市 和歌山

九〇

細田 周治	長野	野崎 美雄	新潟	保國彥鹿兒島
大塙辰之允	茨城	小山田芳雄	秋田	岩澤鴻二郎
佐藤辰雄	新潟	福井徳應	新潟	茨城
別所芳之助	東京	福本威	兵庫	高知
川原塚次	福井	兵庫	高知	兵庫
太田敬三	東京	石野	茨城	高知
原島三郎	茨城	(舊姓根本)	福島	高知
高橋雅雄	長野	武田一	福島	高知
小出善次	東京	渡邊朝一	福島	高知
武田正巳	東京	板倉信二	長野	高知
増子柏太郎	新潟	渡邊朝一	福島	高知
五十嵐慎吉郎	新潟	高橋雅雄	長野	高知
水谷眞二	長野	金子鈞	長野	高知

大正七年五月卒業（八十二名）

九

薄 場 武 宮 城
三 宅 文 雄 群 馬

岡田龍太 新潟
秋間右一 埼玉

吉田末治岐阜

薄	場	武宮城	岡田龍太	新潟	吉田末治	岐阜
三	宅文雄	群馬	秋間右一	埼玉	古山信吉	新潟
野	原愛治	埼玉	西藤至誠	滋賀	山口正平	新潟
伊	賀貞二	石川	伊賀貞二	石川	鈴木賢太郎	福島
前	田實	神奈川	高井正夫	群馬	×伊藤俊次	新潟
吉	田賢吾	東京	山田杏作	廣島	長瀬津一郎	新潟
種	市精一	岩手	小山眞	山梨	芳賀晋宮	城
木	村敬治	新潟	（舊姓櫻井）澤木	京輔	平野恒	崎玉
甲	斐伊兵衛	宮崎	鈴木千葉	千葉	藤本茂	奈良
北	條年光	岡山	淺見重規	新潟	青山才治	群馬
張	炎煌	臺灣	藤井安司	群馬	眞保敬三郎	新潟
田	中恒	長野	渡邊由松	千葉	久保文保	群馬
中	稱葉健三郎	新潟	正中	石川	前原義行	岡山
田	中恒	長野	正中	石川	久保文保	群馬
中	稱葉健三郎	新潟	正中	石川	前原義行	岡山

大正八年五月卒業

(百六名)

笠原久次郎	新潟	林炳	日朝鮮
小田孝次郎	和歌山		
大正八年五月卒業	(百六名)		
古谷淳	茨城	治	条右衛門
古谷鉄雄	新潟	齋藤時雄	新潟
古谷邊稔香	愛媛	本間正人	宮城
中島宗貞	新潟	成田深雄	福島
中島貞家	東京	北堀省吾	群馬
鈴田光		土田哲太郎	秋田
鈴田興吉	新潟	堀江正禮	秋田
石田佐藤文	一秋田	小山正道	長野
六郷今井一郎	新潟	小山正道	長野
六郷廣瀬鐵也	新潟	孟	新潟
田中耕太		金子	
田中耕太		孟	新潟
西山元福島		金子	
西山元福島		孟	新潟

卒業生

九三

九四

推名三郎	茨城	田中詮長野
平塚俊亮	神奈川	上條癸長野
中島義馬	長野	高野良雄新潟
田淵平左衛門	鹿兒島	船山賢柄木
齋藤働次郎	埼玉	佐藤高紹長野
森 緑	長野	井上浩新潟
森 知	雄愛媛	齋藤富次郎新潟
朝倉爲長	茨城	桑名義廣茨城
山代義雄	新潟	中田四郎東京
稻葉三喜雄	新潟	川原文作巖手
柳川宗造	朽木	宮坂正秋長野
眞鍋振治	長野	渡邊正人福島
伊野良雄	新潟	川名精一 千葉
岡田健茂	高知	神田豊作新潟
岡田嵩儀	福島	青柳公千葉

河村長衛	新潟	仁平	寛義	朽木	坪井清次郎	新潟
朝日最正	北海道	近藤操	一群馬	石塚英太	茨城	×朝日最正
三技篤	新潟	田口義業	秋田	岡本孝兵庫	群馬	三技篤
林澄	新潟	岩崎數馬	新潟	佐々木善美	埼玉	林澄
原彬	新潟	高橋敬三	新潟	渡邊義孝	福井	原彬
(舊姓增村)	新潟	金子正作	栃木	廣神伊藤群馬	東京	(舊姓增村)
岩崎數馬	新潟	布施長三郎	新潟	齋藤一雄	宮崎	岩崎數馬
新潟	新潟	島太郎	福島	飯田文夫	山梨	新潟
新潟	新潟	小川徹	東京	高橋幸蕃	富山	新潟
新潟	新潟	菅野勳	平宮城	佐々木庸夫	山梨	新潟
新潟	新潟	川村直二	鹿兒島	佐々木庸夫	新潟	新潟
新潟	新潟	神名川謙吾	宮城	佐々木庸夫	新潟	新潟
新潟	新潟	今川勇	群馬	佐々木庸夫	新潟	新潟
新潟	新潟	瀧川浩一郎	長野	佐々木庸夫	新潟	新潟

安樂傳壽 鹿兒島

荻原勝 北海道

本山美貞 新潟

三浦寛千葉

(五十名) イロハ順

岩崎進 楠木

岩城隆平 東京

家田正榮 東京

伊藤政治 新潟

須藤清太郎 石川

石田一太郎 長野

飯田勝助 山梨

(舊姓市村) 星野憲藏 群馬

本田潔 福島

本多末雄 岩手

本間正雄 山形

富樺榮八 新潟

豊浦博雄 神奈川

銅治 新潟

大竹鄉三郎 新潟

太田常助 秋田

押木四郎 新潟

渡邊新福島

和田修三重

勝又敏彦 宮城

河合省三 福井

狩谷慶喜 茨城

千葉勝岩手

金子康隆 新潟

大野長治 福島

大竹鄉三郎 新潟

大熊直俊 北海道

太田長治 福島

押木四郎 新潟

大關孝市郎 新潟

和田修三重

渡邊新福島

河合省三 福井

吉積郁三郎 兵庫

高橋恭崎玉

高橋盛信 茨城

孝橋清徳 兵庫

高瀬伸 東京

田中七治 新潟

相馬安堵次郎 青森

土屋忠良 長野

塚本恒夫 山形

成田昌經 青森

中村勝長野

中村恭夫 長野

中野太熊群馬

中澤正則 長野

南雲覺治 新潟

室月莊 岩手

上田實吉 長野

梅澤武雄 神奈川

桑原健兒 新潟

柳瀬茂七 富山

矢野章吾 静岡

布施千代雄 山形

柳瀬茂七 富山

柳瀬茂七 富山

矢島秀雄 千葉

見坊秀雄 岩手

矢野章吾 静岡

大和喜一郎 宮城

山本善三郎 新潟

梅澤武雄 神奈川

小林岸次郎 楠木

柳下磨磋商 北海道

柳瀬茂七 富山

小松原哲雄 神奈川

柳下磨磋商 北海道

柳瀬茂七 富山

阿部守 楠木

柳下磨磋商 北海道

柳瀬茂七 富山

九八

秋山學
栢木澤口
櫻井元重島根
目黒正武新潟
篠本修三秋田
水戸愛助宮城
皆川島二東京
三浦浩友徳島
入澤保新潟
三輪徳定千葉
(舊姓木下)

島田	桂埼玉	濫川敏男	長野	下井哲二郎	三重
新保	章新潟	谷利吉	石川	廣池文吉	大分
廣川	忍新潟	新谷	利吉	廣池文吉	大分
關忍	新潟	平澤	吉東京	剛四郎	宮城
勇	新潟	益吉	東京	四郎	宮城
柳木	菅井正雄	須田秀孝	福島	四郎	宮城
山梨	杉山光治	千葉	福島	四郎	宮城
三郎	神奈川	時之助	福島	四郎	宮城
直言		千葉	福島	四郎	宮城
木		千葉	福島	四郎	宮城
鈴木		千葉	福島	四郎	宮城
鈴		千葉	福島	四郎	宮城

大正十年五月卒業（九十四名）イロハ順

大正一五年五月五日

卷之四

○卒業生

九九

大塚憲治鳥取
柳澤三男福島
丸山良八新潟
益子成徳茨城
小林忠治山梨
近藤雅平静岡
安達茂登一郎新潟
齋藤嚴二新潟
佐藤榮木
眞田寛新潟
佐久間太山形
吉川民雄宮城
深山浩一千葉
矢口享一千葉
圓山嬉雄岡山
藤岡秀彦福島
小林鉢岐阜
榎村瀧三大阪
荒木廣業群馬
齋藤五一山形
酒井文雄長野
作山不二夫茨城
木村義一神奈川
三角貞義埼玉
式場隆三郎新潟
新海健山梨
平石盤山形
×鈴木友次郎山形
森仁司埼玉
清水義介長野
廣川謙新潟
稻見光木
鈴木幸司愛知
篠田壽青森
山岸彌太郎新潟
丸山汲治長野
布施徳衛新潟
小松崎寛茨城
杏掛吉夫新潟
山岸彌太郎新潟
丸山汲治長野
大丸晴吉神奈川

島津賢六新潟
霜鳥喜逸新潟
廣田謙次郎新潟
鈴木一多茨城
鈴木廣達山形
伊藤泰一秋田
五十嵐弘新潟
今牧甲子男長野
芳賀由男青森
西卷精逸新潟
洞口周一郎宮城
式場隆三郎新潟
新海健山梨
平石盤山形
×鈴木友次郎山形
森仁司埼玉
清水義介長野
廣川謙新潟
稻見光木
鈴木幸司愛知
篠田壽青森
大正十一年五月卒業
(九十三名) イロハ順
伊積政雄新潟
池田泰治新潟
橋田永郷福島
星加嘉明愛媛
○卒業生

新潟医科大学附属医学専門部卒業生

岡本光正 高知
小川正三 宮城 尾上國雄 鹿兒島
小野勇二 山梨 渡邊勲山梨
若名東一千葉 加藤錦吾山形
吉田民人島取 川島武夫茨城
高橋重信茨城 唐澤武德長野
田中修二新潟 田中博愛兵庫
竹内健一郎長野 高橋俊夫宮城
塚谷政一石川 田口精二福島
中山富雄新潟 常松武雄島根
中島榮真福島 中込亥之助山梨
大木菊次朽木 桑山高俊新潟 大石喜代二新潟
中島原將三福島 田代秋策新潟
小島麗二堺玉 真山高俊新潟 中島勝美長野
藤田晃一新潟 中川兼良新潟
藤田晃一新潟 大峽兵助長野
小沼麗二堺玉 古田幸三郎新潟
小島原將三福島 古田幸三郎新潟
小島麗二堺玉 粟飯原千葉
小島原將三福島 中山九二新潟
(舊姓阿部)
佐藤虎二新潟 青木孝一神奈川
佐藤憲太郎秋田 佐藤虎二新潟
坂本基兄新潟 吉川杏一郎新潟
木平忠夫三重 濵川重治朗新潟
木平忠夫三重 木平忠夫三重
鈴木定藏福島

矢吹文彌福島 真船國伊福島 真嶋衛新潟
藤原一秋田 藤田晃一新潟 真嶋衛新潟
小林蕃藏福島 小島原將三福島 小林政茨城
古城萬壽夫大分 小島麗二堺玉 古田幸三郎新潟
相澤憲雄新潟 淡島男四群馬 粟飯原千葉
青山京群馬 青山文雄福井 小林政茨城
赤川春水巖手 淡島男四群馬 古田幸三郎新潟
佐藤政男宮城 佐藤正男新潟 小林政茨城
佐藤秋義大分 里見國治朽木 中山九二新潟
佐藤政男宮城 佐藤正男新潟 古田幸三郎新潟
佐藤慶助福島 里見國治朽木 青木孝一神奈川
菊地慶助福島 佐藤正男新潟 佐藤虎二新潟
金城順綱沖繩 木戸幾久男埼玉 坂本基兄新潟
本山茂新潟 宮坂茂助長野 吉川杏一郎新潟
須賀博朽木 宮坂茂助長野 木平忠夫三重
本山茂新潟 木戸幾久男埼玉 濵川重治朗新潟
本山茂新潟 木戸幾久男埼玉 鈴木定藏福島
○卒業生

學生生徒道府縣別人員表

(大正十一年七月末日現在)

一〇四

道	府	縣	醫科	大學生	門附	屬部	醫学生	專
大	阪	都	京	東	北	海	道	
大	阪	都	京	東	北	海	道	
神奈川	兵庫	長崎	新潟	埼玉	千葉	茨城	群馬	栃木
一	一	一〇	一〇	九	四	八	七	七
四	三	一	一	四	九	四	八	二五
一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	六	三	三	二〇	二	二	一	二
秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀

○學生生徒道府縣別人員表

一〇五

秋	山	青	岩	福	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	知	重	奈	栢	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	六	三	三	二〇	二	二五	二	一	二	一	一	一	二	一	七	一

○學生生徒道府縣別人員表

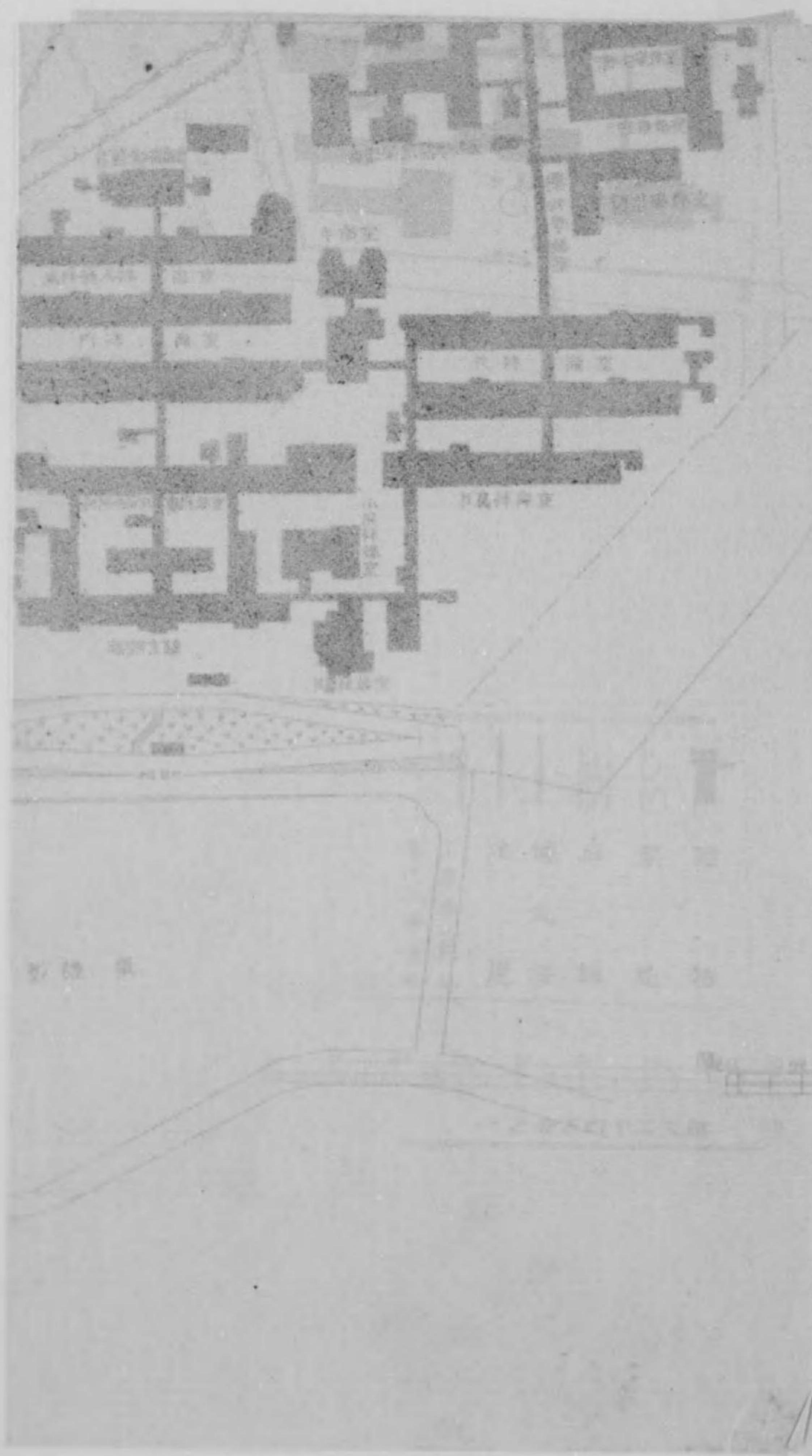
一〇七

總計	朝鮮	臺灣	沖繩	鹿兒島	宮崎	本賀	佐
一九							

一八七

大分	福岡	高知	愛媛	香川	德島	和歌山	廣島	岡山	鳥取	鳥山	富山	石川	福井
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一

一〇六





大正十一年九月廿一日印刷

大正十一年九月廿四日發行

編纂兼發行者 新潟醫科大學

印 刷 者 小 林 一 郎

新潟市東中通一番町

印 刷 所 小 林 活 版 所

新潟市東中通一番町



287
8

終

